慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ライブドア事件と会計倫理
Sub Title	Live door affair and ethics
Author	伊藤, 眞(Ito, Makoto)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2014
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.57, No.3 (2014. 8) ,p.29- 54
JaLC DOI	
Abstract	ライブドア事件を会計倫理の観点から見たらどのように評価されるのか, という観点から, まず, 日本公認会計士協会の倫理規則の基本原則および会社等の会員の責任規程を概観したうえで, 会社に属する会計担当者が会社内会計人の集団を作ることを目的として, 1923年に設立された英国における会社会計士協会を概観することにより, 会計プロフェッショナルとしての責任を検討する。 そのうえで, ライブドア事件の起点となった2004年9月期の株式交換によるK社取得時における交換比率の錬金術的な操作, 自社株のK社株主からの買戻契約締結と消費貸借による売却の実行, そして, 当該売却益を財源とした四半期ごとの増収増益発表による情報操作の経緯を検討する。 さらに, 経理財務責任者の反対にもかかわらず, 連結経常利益予想50億円を公表した結果, 会社関係者が第3四半期で架空売上を計上せざるを得なくなってしまった。これは, 具体的な利益創出計画がないにもかかわらず, 自己の肥大化した欲望のみに従った最高経営責任者の罪である。 このような粉飾決算に対する会計監査人の判断と指摘は, 会計プロフェッショナルとして常識的であり適切であったが, 会社に拒絶されたため, 当該会計監査人は知らなかったことにし, 虚偽の証憑類の作成を求めて適正意見を表明してしまった。しかも, 会計監査人の意思決定には, 外見的独立性がなくなり関与社員を辞任し監査法人代表社員を退任した公認会計士が関与していた。 過去の経緯はあるとしても, 重大な影響をもつ不正および粉飾については阻止し, 修正させるか, 辞任するのが, 会計監査人および経理責任者の会計プロフェッショナル又は会計人としての任務であろう。 会社にしても監査法人にしても, その企業維持と成長は, リーダーの資質次第であり, リーダーは自らを律する必要がある。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20140800-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究
第57巻第３号
2014 年 ８ 月

2014年８月25日掲載承認

ライブドア事件と会計倫理

伊　藤　　眞

＜要　　約＞

ライブドア事件を会計倫理の観点から見たらどのように評価されるのか，という観点から，まず，日本公認会計士協会の倫理規則の基本原則および会社等の会員の責任規程を概観したうえで，会社に属する会計担当者が会社内会計人の集団を作ることを目的として，1923年に設立された英国における会社会計士協会を概観することにより，会計プロフェッショナルとしての責任を検討する。

そのうえで，ライブドア事件の起点となった2004年９月期の株式交換によるＫ社取得時における交換比率の錬金術的な操作，自社株のＫ社株主からの買戻契約締結と消費貸借による売却の実行，そして，当該売却益を財源とした四半期ごとの増収増益発表による情報操作の経緯を検討する。さらに，経理財務責任者の反対にもかかわらず，連結経常利益予想50億円を公表した結果，会社関係者が第３四半期で架空売上を計上せざるを得なくなってしまった。これは，具体的な利益創出計画がないにもかかわらず，自己の肥大化した欲望のみに従った最高経営責任者の罪である。

このような粉飾決算に対する会計監査人の判断と指摘は，会計プロフェッショナルとして常識的であり適切であったが，会社に拒絶されたため，当該会計監査人は知らなかったことにし，虚偽の証憑類の作成を求めて適正意見を表明してしまった。しかも，会計監査人の意思決定には，外見的独立性がなくなり関与社員を辞任し監査法人代表社員を退任した公認会計士が関与していた。

過去の経緯はあるとしても，重大な影響をもつ不正および粉飾については阻止し，修正させるか，辞任するのが，会計監査人および経理責任者の会計プロフェッショナル又は会計人としての任務であろう。

会社にしても監査法人にしても，その企業維持と成長は，リーダーの資質次第であり，リーダーは自らを律する必要がある。

＜キーワード＞

会計倫理，倫理規則，外見的（形式的）独立性，企業等所属の会員を対象とする規則，財務報告の目的，リーダー

はじめに

かつて，ライブドア事件に関し，会計倫理の観点からはどのように考えるべきか聞かれたことがある。そこで，会計倫理とは如何なるものか，会計監査人のみならず企業内の会計担当者の会計倫理についても概観したうえで，この事件について論じてみたい。

ライブドア事件（有価証券報告書の虚偽記載および偽計・風説の流布に関する証券取引法違反）を構成する取引・行為とその会計処理および開示には，会計倫理はもちろん一般的な倫理は一かけらもないといっても過言ではないであろう。この事件は多くの取引・行為から構成されているが，会計操作の重要な起点となったクラサワコミュニケーションズとの株式交換，親会社株式（連結上は自己株式）買取契約，自己株式消費貸借取引と売却益[1)]，その売却益を原資とした四半期ごとの増収増益予想，経理責任者の反対を押し切って公表した最後の利益予想の達成不能を架空取引で埋めることになった経緯と結果，これを会計監査人はどのように判断し，どのように対応したのか，会計倫理の面から論じてみたい。

１．わが国の会計プロフェッショナルの倫理規則

日本公認会計士協会（JICPA）の倫理規則は，国際会計士連盟（International Federation of Accountants（IFAC））が公表している倫理規程（Code of Ethics for Professional Accountants）に対応するものであり，会計監査等のサービスを提供する会計事務所等に所属する会員を対象にするだけではなく，企業等に所属する会員も対象としている。この倫理規則の主たる部分として，基本原則，基本原則を遵守するための概念的枠組みアプローチおよび企業等に所属する会員を対象とする規則のうち情報の作成と不正に関係しうるものをここで見ておきたい。なお，倫理規則の2006年12月の改正（2007年４月以降適用）において，一般企業，官庁および教育機関などにおいて従事する会員を対象とする規則が独立した。これは，国際会計士連盟の倫理規定とのコンバージェンスの一環として行われた[2)]。

（１） 基本原則

会員は，専門業務を実施するに際し，次の５つの基本原則を遵守しなければならない[3)4)]。

基本原則１　誠実性の原則

会員は，常に誠実に行動しなければならず，次のような報告その他の情報であると認識しなが

1） 取引の詳細については，伊藤（2013）第11章参照。
2） 日本公認会計士協会（2006）「倫理規定の改定について」改正の概要。
3） 日本公認会計士協会（2013）倫理規則第２条。
4） ５つの基本原則は，IFAC（2013）Code of Ethics for Professional Accountants: par. 100.5と同一内容である。

ら，その作成や開示に関与してはならない[5]。

① 重要な虚偽又は誤解を招く陳述が含まれる情報

② 業務上必要とされる注意を怠って作成された陳述又は情報が含まれる情報

③ 必要な情報を省略又は曖昧にすることにより誤解を生じさせるような場合において，当該情報を省略又は曖昧にする情報

会員は上記①から③の情報が含まれていることを知ることになった場合には，当該情報への関与を速やかに中止しなければならない[6]。上記情報を知ることになった場合に，確実に情報を修正するよう適切な対応をとるならば，誠実性の原則に反していることにはならない[7]。

誠実性とは，公平であること及び正直であることも意味する[8]。

基本原則２　公正性の原則

会員は，職業的専門家としての判断又は業務上の判断を行うに当たり，先入観をもたず，利益相反を回避し，また他の者からの不当な影響に屈せず，常に公正な立場を堅持しなければならない。したがって，状況や関係が，先入観や利益相反を生じさせ，職業専門家としての判断に不当な影響を与える場合，会員は専門業務を提供してはならない[9]。

基本原則３　職業専門家としての能力及び正当な注意の原則

適切な専門業務を依頼人又は雇用主に提供できるよう，職業専門家としての能力を必要とされる水準に維持しなければならない。専門業務を提供するに当たって，適用される職業専門家としての基準及び技術的基準を遵守し，職業専門家としての正当な注意を払わなければならない。

職業的専門家としての能力を維持するには，専門業務に関連する最新の専門的な実務の動向を絶えず把握し理解する必要がある。その能力を絶えず錬磨することによって，その能力を高め維持することができる[10]。

基本原則４　守秘義務の原則

正当な理由なく，業務上知り得た情報を他の者に漏洩し，又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない[11]。

基本原則５　職業専門家としての行動の原則

常に職業的専門家としての自覚をもち，また，職業的専門家としての基準及び法令等を遵守し，

5） 倫理規則第３条第１項。
6） 同上第３条第２項。
7） 同上注解１－２。
8） 同上注解１－１。
9） 同上第４条。
10） 同上注解３第１項，第２項。
11） 同上第６条第１項。

いやしくも会員全体の信用を傷つけ，又は不名誉となるような行為を行ってはならない。[12)]

（2） 概念的枠組みアプローチ

会員は，基本原則を遵守するために，次の概念的枠組みアプローチを適用しなければならない。[13)]

① 基本原則の遵守を阻害する要因を認識する。[14)]

② 認識した阻害要因の重要性の程度を評価する。[15)]

③ 基本原則の遵守を阻害する要因の重要性の程度が，許容できる水準ではないと評価される場合，セーフガードを適用して，阻害要因を除去するか，又はその重要性の程度を許容可能な水準まで軽減しなければならない。[16)]

④ 阻害要因の重要性があまりに重大か，阻害要因に対しセーフガードを適用することができない場合，専門業務を辞退するか，又は必要に応じて，依頼人との契約を解除するか，若しくは雇用主との関係を終了しなければならない。[17)]

多くの阻害要因は次のいずれかに該当する。[18)19)]

① 自己利益

金銭的その他の利害を有していることにより，会員の判断又は行動に不当な影響を与える可能性があること。

② 自己レビュー

専門業務を行うに当たって，当該会員自身又は所属する会計事務所等又は所属する組織の他の者が過去に行った判断，又は提供した業務の結果に依拠し，それらを適切に評価しない可能性が生じること。

③ 擁護

専門業務の実施上，その客観性が損なわれるほど，依頼人又は所属する組織の立場を擁護すること。

④ 馴れ合い

依頼人又は雇用主と長期又は密接な関係をもち，会員がそれらの者の利益に過度にとらわれること，若しくはそれらの者の業務を安易に受け入れること。

⑤ 不当なプレッシャーを受ける脅威

現実に生じているプレッシャー又は潜在的なプレッシャーにより，会員が不当な影響を受

12） 同上第7条第1項。
13） 同上第8条第1項。
14） IFAC（2013）par. 100.7に対応する。
15） Ditto.
16） Ditto.
17） Ditto. par. 100.9に対応する。
18） 倫理規則注解6第3項。
19） IFAC（2013）par. 100.11に対応する。

け，公正に行動できなくなること。

このような阻害要因を除去するか，又はその重要性の程度を許容可能な水準まで軽減する行為又は手段が，セーフガードであり，公認会計士協会又は法令等により設けられたセーフガード（これには次のものが含まれる。①資格を取得するための教育，訓練および経験，②継続的専門研修制度，③企業統治等に関する法令等，④職業専門家としての基準，⑤公認会計士協会又は規制当局による監視と懲戒制度，⑥会員が作成した提出書類に対する公的機関等による外部の検証）と業務環境（会計事務所等若しくは企業等が設定する内部統制，所属する組織の風土，適用を受ける規則又は会員が専門業務若しくは職務を遂行する環境）におけるセーフガードがある。[20)21)]

（3） 企業等所属の会員を対象とする規則

企業等所属の会員（従業員，共同経営者，取締役等の役員，自営業者，ボランティア等様々な形で，1つ又は複数の企業等の組織のために働く場合の当該会員）には，所属する組織との法的な関係の有無やその内容とは別に，企業等所属の会員として規則を遵守する責任が課されており，また，同時に所属する組織の正当な目標のために働くという責任も課されている。なお，企業等所属の会員と所属する組織との法的関係いかんにかかわらず，会員は当該会員に課せられる職業倫理上の責任を負うことになる。[22)]

（4） 企業等所属の会員が情報の作成および報告に関わる場合

企業等所属の会員は，所属する組織が公表する情報や，当該組織の内外で利用される情報（たとえば財務諸表，経営者の見解若しくは分析，予測数値や予算等の財務若しくは経営情報又は外部監査人に提出される経営者確認書等）の作成，報告に携わることが想定されている。[23)24)]

企業等所属の会員が情報の作成および報告に関わる場合，適切に，正直にかつ所定の技術的基準に準拠して作成又は報告することが求められている。また，財務諸表の作成又は承認に責任を負っている場合には，適用すべき財務報告基準等に準拠しなければならない。[25)26)]

さらに，次の各号に基づく情報に責任を負っている場合，情報をそのように保持されるように適切な対応をとらなければならない。[27)28)]

① 取引，資産又は負債が内容に応じて明瞭に記載されていること。

② 情報が適時に，また，適切な方法で分類し記録されていること。

20） 倫理規則注解 6 第 4 項-第 6 項。
21） IFAC（2013）par. 100.14に対応する。
22） 倫理規則注解24第 1 項，第 2 項。
23） 同上注解27。
24） IFAC（2013）par. 320.1に対応する。
25） 倫理規則第36条第 1 項，第 2 項。
26） IFAC（2013）par. 320.2に対応する。
27） 倫理規則第36条第 3 項。
28） IFAC（2013）par. 320.3に対応する。

③ 事実が，すべての重要な点において正確かつ完全に表示されていること。

企業等所属の会員が，不正な情報の作成又は報告に関与させようとするプレッシャーを受けた場合[29]には，基本原則を遵守するために概念的枠組みアプローチを適用しなければならない。

このプレッシャーがもたらす阻害要因の重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減できない場合，企業等所属の会員は，誤解を招くおそれがあると判断した情報に関与し，又は関与し続けることを拒否しなければならない。企業等所属の会員は，意図や違反の自覚がないままに誤った情報に関与している可能性がある。当該情報に関与していることを知った場合には，当該情報に関与しないよう対策を講じなければならない[30][31]。

このように企業内で財務諸表作成および関連業務において粉飾が行われている場合，倫理規則は，経理部等に属する企業内会計プロフェッショナルである会員に対しても，関与を拒否することを要求している。関与を拒否する結果として，企業等を辞職することもあり得るし，内部告発もあり得る。

2．英国の会社会計士協会

英国における会計プロフェッショナルのエリート団体の嚆矢は，1853年１月設立のエディンバラ会計士協会で，同年11月グラスゴウ会計士協会（後に，グラスゴウ会計士保険数理士協会に改称），1866年にアバディーン会計士協会が設立された。これらは翌年若しくは翌々年に勅許を受けた。この３団体は専門的伎倆よりも社会的責任をアピールしていた。枢密院に提出された勅許の申請書によれば，強調されているのは，まず司法との関係，ついで社会的信用であった。たとえば，グラスゴウ会計士保険数理協会の申請書には，respectability ないし respectable という語が３回も登場する[32]。

イングランドのエリート団体は1870年に設立されたロンドン会計士協会であった。1872年にイングランド会計士協会が設立され，そのメンバーを広く全国に求めようとした。危機感を抱いたロンドン会計士協会は，会計士協会に改称し地方の会計士にも門戸を開いたが，入会条件の厳しさが拡大の足かせとなった。しかし，勅許状を速やかに取得するため，両協会はリヴァプール会計士法人協会，会計士マンチェスター協会とともに合併し，1880年にイングランド・アンド・ウェイルズ協会が誕生した[33]。

エリート集団により，1893年，別々に２つの公共会計士の登録制度の法案（1885年設立の会計士監査人協会とイングランド・アンド・ウェイルズ勅許会計士協会が各々作成）が国会に提出された。

29） 倫理規則第37条第１項（下線は筆者による。以下同じ）。
30） 倫理規則第37条第２項。
31） IFAC（2013）par. 320.6に対応する。
32） 友岡（2005）144-145頁。
33） 同上146-147頁。

諸団体間の勢力争いの時代を迎えていた[34]。そして，エリート団体による謝金を支払って行う年季奉公，試験制度，公共会計士としての実務経験の年数などの取り決めは，排他的効果をもった。

エリート会計士の団体から閉め出された準エリート会計士の団体が設立され，そこからも閉め出された会計士の集団化（第3階級の会計士団体），そして第4階級の団体が設立されたが，並べて勢力が振るわなかった[35]。健闘したのは独り1928年に設立された会社会計士協会であった[36]。この会社会計士協会は，会計サービス又は会計監査サービスを提供する会計士ではなく，会社の中で会計業務を行う人々の団体という点でユニークなものであった。

> 会社会計士協会（Institute of Company Accountants: ICA）は，産業における会計士（accountants）[37]の要求をもっぱら満たす団体がなかった「会社の会計士」を組織することを目的としていた。この協会は，公共会計士（public accountants）および監査人を会員にすることを認めていない。その形成期において，世間の動向は会計士登録への切迫した状況を示していた。この協会の証人の一人は，商務省委員会で，これがその会員数の急速な成長における重要な要因であったと証言した。協会は，1930年に提案された登録にその会員を含めることを求めなかった。協会の要請は，登録法の条文に，自らの特別な名称と限定された書簡を用いるこの協会の会員の権利を保護することが盛り込まれることであった。このように自らを他の群れから差別化することを目指すことによって，そして，彼らの会員をいかなる登録簿にも含めることを望まないが，同時に委員会がその会員の権利を保護することを求めることによって，協会の要請は，事実上，登録を求めるのに等しかった。……1928年の形成時に，協会は約60人の会員を有していたが，1930年までに600人に増加した。現在（1954年）[38]の会員数は4,000人である。……最初に，いかなる試験も協会によって行われなかった。これが，この観点から新たな専門職団体を設立するときに，最上の伝統であることを確認できる。会員資格（fellows（FICA）とassociates（AICA）とから構成）[39]の承認は，申請者のポジションに依存する。……協会の会員数は今日，人数的に印象深いが，これは会員資格を無試験で取得できるからである[40]。

職業倫理規準については，資格付与団体の大多数はこれをもつことに二の足を踏んでいたため[41]，

34） 同上141-143頁。
35） 同上148頁。
36） 同上151頁。
37） ここでは，会計士と訳すが，*The Concise Oxford Dictionary of Current English*, sixth edition 1976によれば，「勘定の専門職的な管理人かつ検査係（professional keeper and inspector of accounts）」である。あるいは，会計人と言い換えてもよいかもしれない。
38） 筆者が挿入した。本の対象期間の最終年度で出版された年である。
39） 現在の国際会計士協会（会社会計士協会が2003年に合併した協会）の定款によれば，一定の試験を合格したうえで資格と経験を有し，3年を下回らない承認された経験を有する者がassociatesの資格要件，associatesの資格要件を満たし，5年超の一定の経験を有する者がfellowsの資格要件である（第6，第7）（AIA（2014a））。
40） Stacey（1954）p. 130.

会社会計士協会もまた倫理規定をもっていなかったと思われる。しかし，会社の外に会計担当者の団体を作り，その会員であるという社会的地位を確立するとともに，業務上の問題点があれば，議論し結論を出して方針を公表できる器ができたのである。わが国においては，業種特有の取引および会計処理ならびに開示等について議論する産業別の経理の集まりはあるが，いかなる会社の経理担当者（一定以上の経験および知識を有するもの）でも会員となれる団体はできなかった。

1974年に，会社会計士協会は，原価会計士工業会計士法人協会および商業会計士協会と合併し，会社及び商業会計士協会（Institute of Company and Commerce Accountants）を設立した。1980年に，会社及び商業会計士協会は会計士監査人イギリス協会を吸収した（友岡（2005）152頁）。1990年に，会社及び商業会計士協会は再度，会社会計士協会と改名された。2003年には，会社会計士協会は，英国の国際会計士協会（the Association of International Accountants in United Kingdom）と合併した[42]。国際会計士協会は，資格試験の実施および資格要件を定めており，倫理規則として国際会計士連盟の倫理規定を採用している[43]。

3．ライブドア事件の概要と争点

（1） クラサワとの株式交換スキームと親会社株式売却益の一連の事実関係[44]

① 株式交換契約および100分割の公表・LD 社株式買取契約

ライブドア（以下「LD 社」という）は株式交換によるクラサワコミュニケーションズ（K 社）の子会社化を申し入れたが，K 社株主は現金による買取りを要請した。平成15年（2003年）11月19日に LD 社は，株式交換により K 社を取得する（2004年３月15日に K 社株式100％と LD 社株式913,407株（100分割後の株数）を交換）ことを公表した。同時に株式100分割（基準日：2003年12月31日，効力発生日[45]：2004年２月20日）を公表した。そして LD 社の100％子会社ライブドアファイナンス（以下「LDF 社」という）の組成した投資事業組合「M&A チャレンジャー １号投資事業組合」（以下「MAC1」という[46]）は，K 社株主から LD 社株式を７億9928万円で買い取る契約を締

41） これは，メンバーの銓衡さえ慎重に行われていれば問題ない，といった理解にくわえ，職業倫理基準を設けることは却って人々をして当該プロフェッショナルの廉潔さに疑心を抱かせる虞があったからであった。しかし，1880年に５団体によって結成されたイングランド・アンド・ウェイルズ勅許会計士協会のみは最初から成文規則を設けていた（友岡（2005）158頁）。そこには，業務範囲等の基本原則とともに，基本原則違反，有罪判決，不面目な過ち，破産宣告を受ける，または公共会計士の仕事に付属しない仕事ないし矛盾する仕事をした場合には，除名ないし２年以下の資格停止の規程がある。しかし，不正等を発見した場合の対応については言及されていない。

42） ICAEW（2014）.

43） AIA（2014b）.

44） 検察官の「冒頭陳述要旨」（2006）に基づく。

45） 株式分割公表日と効力発生日との間に４ヵ月もあったため，100分割の場合，株価が100分の１となり株数も100分の１になるため一時的に高騰した。制度的欠陥であったが即時の対応がなされなかったため，LD 社はこのような株式分割を繰り返した。現在では公表翌日に効力が発生する。

46） K2公認会計士（会計監査人）から「ファンドを２つかませたぐらいではばれてしまいますよ」などと言われた K1公認会計士（実質上の会計監査人）（本人の証言では記憶にないと言っている（堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006c））は「もう１つファンドをかました方がいいと思う」と N1（LDF 社取締役／↗

結した（非公表。この時，子会社は，原則として親会社株式を取得してはならなかった（商法第211条の２第１項）から，この契約の実行は商法違反となる）。代金は前払いとし同年11月26日に支払った。この結果，K社株主の希望通り実質的に現金買取りとなった。

契約日と株式交換日（2004年３月15日）の間が４ヵ月あるのは，2003年９月にLD社が公募増資を実施したため2004年３月13日まで新株を発行できなかったためである。

株式交換の取得の対価を公表日の前５日間の終値の単純平均[47]231,600円を用いて計算すると，21億1545万円となる。これとK社株主からの買取金額との間には13億1617円の差額があり，この一連の取引で含み益をLDF社が獲得することになる。この含み益は，LD社およびLDF社が株式交換比率を過去３ヵ月の加重平均株価を用いることにより，発行する株数を公表日直前の時価に基づく株数の２倍に増やしたことから生じた。

② LD社株式借入と売却

LD社の株価の上げ下げが荒いため，LDF社が含み益を確定し，LD社株式買取りの前払金８億円を早期に回収するためには，株式を借りて売却するしかなかった。そこで，MAC1は堀江LD社社長（以下「H」という）からLD社株5,100株[48]を借りて（貸し出した株券の所有権は貸出先に移転し，権利確定日には実質株主名簿上の名義が貸出先の名義に書き換えられる。分割基準日（12月31日）の持株数が表面化するのを回避するため，同年12月25日に別のLD社大株主Bから5,000株を借り，未売却の100株との合計5,100株をHに返した），VLMA1号投資組合[49]（以下「VLMA1」という）に出資し，香港のG証券会社[50]から2003年12月２日から19日にかけて5,000株を売却した。1,336百万円の売却代金に対し，売却原価は，K社株主からの買取価額799百万円をベースに計算すると437百万円[51]となり，LDFの８億円を超える売却益（有価証券売上高）を計上した。したがって，買い取る株式の半分強を売ったのであるが，制度上株式交換スキームを実行できず株式を取得できないため，

↘ LD社グループの財務経理業務を担当）に伝えた（K1本人の裁判における証言では，商法違反の可能性は指摘したが，「ファンドを介在させろ」とは言っていないとしている（同上））。LDF社はこの指導に基づき，2004年３月上旬頃，LDF社とMAC1との間に事後的にEFC投資事業組合（EFC）を組成し，同月中旬頃にかけて，作成日付を平成15（2003）年11月１日付に遡らせたEFCの組合契約書を作成するなどして，LD社およびLDF社がEFCに出資し，その後，EFCがMAC1に出資したかのように装うこととした。しかし，任意組合の会計処理およびスキーム取引の処理を考慮すると，LD社出資割合（出資金額：LD社100万円，LDF社８億円）について親会社株式運用益の部分が直接LD社に行くだけであって，LD社の連結上は影響ないので，ここではEFCのことは省略する。

47） 企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針第38項。

48） K3（LD社副社長）がM1（LD社取締役，CEO），N1等と相談のうえで，Hが発行済株式総数の１％以上の貸株をすると，大量保有者の変更報告書を提出しなければならず，そのことがきっかけで自社株売却の仕組みが発覚するおそれがあるため，当時の発行済株式総数の１％未満の5,100株とした方がよいと判断し，K3がHにその旨報告し了承を得た（検察官の「冒頭陳述要旨」（2006）９頁）。

49） エイチ・エス証券副社長N2（フィナンシャル・アドバイザー）のインサイダー取引を回避するため，MAC1と市場の間に，もう１つファンドを入れることを11月中旬にN2が考案した（堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006c））。

50） 口座と株の名義が違うと日本の証券会社は色々聞くので，N2の発案で香港のゲインウェル証券を利用することになった（堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006c））。

51） N1の証言によれば借株売却による売却益は450百万円（堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006d）。この証言内容は検察官の「冒頭陳述要旨」と対応している）。

代わりに株を借りて売ったという意識であったと解される。

③ 株式交換日，借株返済，残株売却

2004年３月15日に株式交換が実行され，MAC1は，K社株主よりLD社株式を取得し，500,000株をB株主に返還，残株413,407株と，同じスキームによるウェッブキャッシング・ドットコム社（以下「W社」という）との株式交換（契約締結・公表日：2003年12月15日，株式交換日：2004年３月15日）により取得したLD社株式480,771株とを合わせて894,178株のLD社株式のうち868,000株をVLMA2号投資組合[52]（以下「VLMA2」という）に現物出資する形式を取って３月18日から同月31日までの間に売却し，4,203百万円（株式売買委託手数料を除く）を入金し，売却益は2,970百万円あまりとなった。この売却益は，連結上議論の余地のない自社株式売却益である。残りの26,178株は６月に売却し，136.4百万円（株式売買委託手数料を除く）を入金した。

（２） 争点

① 借株の会計処理

検察官は，LDF社の借株から生じたLD社株式売却益は，連結財務諸表上，自社株式売却益と判断していた[53]。これに対し，被告人Hの主張は次のとおりである。借株を市場で売却した代金とK社株主から取得することとなっているLD社株式の原価との差額が8.5億円の利益である。借株は有価証券の消費貸借取引であり，金融商品であるから，借株の売却により生じる損益は，株式の処分の対価と株式の帳簿価額の差ではなく，借入有価証券返還義務という当該有価証券の価額に連動して価値が変化する債務の消滅によって発生する損益であるから売上として計上すべきものである[54]。

しかし，弁護側の主張は，有価証券のショートから生じる時価変動差額は損益だと主張しているだけであって，対象が自己株式の場合にも，第三者株式となぜ同じ処理を行うのかについての論理又は論拠を示していない。そして，近い将来取得する株式を経済実態として処分したことについては，何も触れていない。また，買取価格が決まっており，代金も支払い済みの株式を借株という手段で売却した場合，売却損益は確定し買取価格と借株売却時の株価の差額が売却益となる（厳密に考えると買取契約時から価格変動リスクが生じる。この株式買取契約は，上場株式を対象とした先渡取引であり，デリバティブと解される。借株売却時に益が確定し，リスクがなくなる。実際に，会社は，借株を売却したときに，買取価格に基づき売却原価を計算し売却処理を行った[55]），言い換えれ

52） N1等は，VLMA1名義の証券口座から借りた株式を大量に売却したことから，今後も同口座でLD社株式の売却を継続すれば目立ってしまい仕組みが発覚しかねないと危惧し，別のダミーファンドの名義で売却した方がよいと考え，N1がHにその旨報告し，了承されVLMA2が組成された（検察官「冒頭陳述要旨」（2006）13頁）。

53） 検察官「冒頭陳述要旨」（2006）12頁。

54） 高井ほか「被告人冒頭陳述書」（2006）８頁。

55） 経理事務等受託会社のMAC1の担当者から，「借株売却による利益は，第１四半期と第２四半期のどちらに計上すべきか」と聞かれ，K1は「第１四半期」と答えた。……売却した株が，購入したものか借りたものかによる利益計上の違いはない。金融商品会計の実務処理について知っていたが，よく認識していない，とK1は証言している（堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006g））。

ば，借りた時点から発生する返還義務の価値の変動はなかった。すなわち，当該返還義務の価値は，株式買取契約によって確定していた。したがって，借株を売却した時点で売却益は確定した。そして，それは会社の意図であった。

② LDF 社の投資事業組合

検察官は，LDF 社がダミーファンド投資事業組合（MAC1およびVLMA1）[56]を組成し，LD 社株式を MAC1の名義で取得する契約を締結し[57]，VLMA1名義の証券口座を G 証券会社に開設し[58]売却したと述べている。検察官は「ダミーファンドとは，LD 社あるいは LDF 社から独立した事業主体ではなく，LDF 社による株式及び売却益による株式取得及び売却ならびにこの間の株式及び資金の同社への帰属を隠蔽するため，被告人Hの了承・指示の下，N1（LDF 社取締役（LD 社グループの財務経理に関する業務に従事））らを介した指示により，株式や資金の移動を行うだけの名義上の存在に過ぎないという意味である[59]」としていた。

これに対し，弁護側は，「借入有価証券返還義務という当該有価証券の価額に連動して価値が変化する債務の消滅によって発生する損益」を理由として，MAC1が LDF 社のダミーだったか否かと関係なく，LD 社の連結決算において，売上として計上すべきものである[60]と述べている。しかし，（1）で述べたように弁護側の主張は有価証券消費貸借契約に関する会計処理の表面的な解釈のみであって，論理又は論拠がない。また，弁護側は，本件各ファンドについて，契約書があり，口座を持ち，事業報告書も作成し，出資分に応じた分配もし，業務執行組合員には成功報酬も支払っている他，VLMA1，VLMA2が市場で LD 社株式を売却し，売却代金を各関係ファンドの口座・帳簿を通して，純額法，折衷法，総額法等会計規則上許された方法により，その損益が上位のファンドおよび LDF の財務諸表に取り込まれている……各ファンドは，事業主体としての実態を有していたのは明らかである[61]と主張している。

4．判決とその根拠条文等

証券取引法違反に関する LD 社元社長に対する判決および会計監査人に対する判決ならびに損害賠償請求訴訟の判決の概要をみてみよう。

（1） 東京高等裁判所ライブドア刑事事件控訴審判決[62][63]

2011年 4 月26日に最高裁判所第 3 小法廷（田原睦夫裁判長）が証券取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載，偽計・風説の流布）の罪に問われたH被告（元社長）の上告を棄却，懲役 2 年 6 ヵ月

56） 業務執行組合員はバリュー・リンク（VLMA1への出資は100万円）。
57） 検察官「冒頭陳述要旨」（2006） 8 頁。
58） 同上 9 頁。
59） 高井ほか「被告人冒頭陳述書」（2006）13頁。
60） 同上 8 頁。
61） 同上16－17頁。

の実刑が確定した。決定は25日付で，５人の裁判官全員一致の結論であった。この判決文を入手できなかったので，東京高等裁判所控訴審判決を概観する。

参照条文
刑法60条，証取法（平16法96号による改正前のもの）197条Ⅰ７，158条，
証取法（平18法65号による改正前のもの）207条Ⅰ１，197条Ⅰ１，24条Ⅰ

（東京高裁平19（う）1107号，平20・７・25刑12部判決，控訴棄却（上告）一審東京地裁平18特（わ）498号ほか，平19・３・16判決）

主文は，「本件控訴を棄却する」である。当論文のテーマに該当するものについて，その理由を見てみよう。

① 借株売却と投資事業組合（有価証券報告書の虚偽記載の事案）

「関係証拠によれば，平成16年11月18日開催のライブドアの取締役会において，ライブドア株式の売却益計上及び架空売上計上により，連結経常利益を50億3421万1000円とする連結損益計算書を承認していることが認められる[64]」とし，この金額（原判示の引用部分に「売上計上の認められないLD社株式売却益37億6699万6000円ならびにロイヤル信販及びキューズ・ネットに対する架空売上15億8000万円をそれぞれ売上高に含めるなどして経常利益を50億3421万1000円として記載した内容虚偽の連結損益計算書を掲載した有価証券報告書を提出[65]」とある）にはK社との株式交換によるLD社株式売却額全額が含まれているから，借株による売却益も含まれている。したがって，高裁判決は，株式消費貸借取引に基づく親会社株式の売却益も，連結上自己株式売却益として扱うべき親会社株式売却益であると判断したと解してよい。この取引について，高裁は，原判決が次のように公判前整理手続きで確認された間接事実として整理し個別に判断し，ほぼ認めることができるものとしたと述べ，原判決のこれらの認定は，証拠関係に照らして，その説示も含めて正当と是認できる[66]と述べていることからも，それは明らかである（なお，重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書の提出は，LD社グループ関係者ならびにLD社の財務計算に関する書類等の監査証明を目的とする監査の委嘱を受けていた港陽監査法人の代表社員K2（平成15年10月１日から平成16年９月30日までの連結会計年度の監査に関与）および元代表社員K1と共謀の上行われた[67]）。

a. MAC1名義の業務は，業務執行社員とされていたHISやPSIの自主判断によって行われていたものではなく，N1の指示により行われていたこと，b. MAC1名義の銀行口座には，LDFからの合計16億５千万円の払込以外には，払込がなされていなかったこと，c. MAC1名義の売上は，すべてライブドア社株式の売却益であったこと，d. VLMA1は，LDF社がLD社株式を売却して益出ししていることが発覚しないようにするために，株式および資金の流れを隠ぺいすべく

62） 判例時報2030号，127頁。
63） 一部を除き判旨に反対する評釈（訴訟手続きの不当性および量刑の不当性に関する判旨は取りあげていない）として弥永（2011）がある。
64） 判例時報2030号，138頁。
65） 同上129頁。
66） 同上134－135頁。
67） 同上129頁。

MAC1に代わって，LD 社株式を売却することを目的として組成されたこと，e. VLMA1名義の業務は，業務執行社員とされていたバリュー・リンクの自主的判断により行われたものではなく，N2（エイチ・エス証券副社長）を介したN1の指示により行われていたこと，f. VLMA1は，MAC1から現物出資という形式で保有しただけで解散したこと，さらに，VLMA2についても同様の間接事実を述べたうえで，本件各組合のいずれもが，会計処理を潜脱する目的を有し，その実態も LD 社株式の売却および売却益の連結売上計上のために法規制等を回避するという組成目的に沿ったものとなっているなどと認定している。

② 偽計・風説の流布の事案

LD 社最高経営責任者であった被告 H が LD 社の取締役らの共犯者と共謀のうえ，a. 子会社ライブドアマーケティング[68]（以下「LDM 社」という）において，既に別の子会社 LDF 社が VLMA2名義で買収済みの株式会社（E 社）を株式交換によって買収するに当たり，LDM 社の株価を維持上昇させ，この株式交換により VLMA2名義で実質的に LDF 社が取得する LDM 社の株式を売却し，この売却益を LD 社の連結売上に計上するなどして利益を得ようと企て，証券取引所の適時開示情報システムにより，この株式交換および LDM 社の業績に関し虚偽の事実を公表し，LDM 社株式の売買その他の取引のため，さらに同株式の相場の変動を図る目的をもって，偽計を用いるとともに風説を流布したという事案[69]に関する，東京高裁の結論は次のとおりである。

被告人 H が，LDM 社の第 3 四半期開示および適時開示において，LDM 社株式の売買のため，かつ同株価の維持上昇を図る目的で虚偽事実または虚偽を含む事実を公表することを認識・容認していたし，M1（LD 取締役，CFO，税理士，LDF 取締役）らとの間で公表につき共謀を遂げていたといい得る。被告人は，原判示第一につき正犯者としての罪責は免れない[70]。

③ 本件犯行による利益の享受

被告人 H は，本件犯行に至るまでに株式の時価総額を増大させ，ひいては自己保有株式の資産価値を増大させていたのであり，平成17年（2005年）6 月に LD 社株式約4000万株を売却して約140億円の資金を得ていることは事実であるから，原判決はこの事実をとらえ，「結果的に，本件犯行による利益を享受している」とし，「量刑上看過することができない」と説示しているに過ぎないもので，是認できると述べている。

（2） 会計監査人に対する判決

2007年03月23日，小坂裁判長は，証券取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）の罪に問われ，無罪を訴えていた公認会計士 K2，K1の両被告の東京地裁判決公判で，K2被告に懲役10月（求刑・

68） 平成10年11月，バリュークリックジャパンとして設立され，平成16年 3 月，LD 社による株式公開買付により同社の子会社となり，同年11月 A 社を吸収合併し，平成17年11月その商号は LDM 社に変更された（検察官「冒頭陳述要旨」（2006） 1 － 2 頁）。

69） 判例時報2030号，127－128頁（子会社等の略称は，本稿で使用するものに書き換えてある）。

70） 同上142頁。

懲役１年６月），K1被告に懲役１年，執行猶予４年（同）を言い渡した[71]。K2被告について「監査報告書に署名しており，責任ある立場で重要な役割を果たした。結果の重大さなどから実刑はやむを得ない」と指摘。また，K1被告については「粉飾の事実を隠蔽するため，売上に見合う虚偽の書類を作らせた」と認定した。

2008年９月19日，東京高裁控訴審判決で元公認会計士（43）（K2）に対し，中川武隆裁判長は，積極的関与はなく反省しており，会計処理の修正を求めたのにライブドア側に押し切られた面もあるなどとして，懲役10月の１審判決を破棄，懲役１年，執行猶予４年を言い渡した[72]。

なお，ライブドア株主被害集団訴訟原告連絡会（原告数3,342名，請求総額約209億円）とその弁護団は，公認会計士法第１条の「公認会計士の使命」および同１条の２「常に品位を保持し，その知識及び技能の修得に努め，公正かつ誠実にその業務を行わなければならない」という「職責」及び監査基準の精神的・外見的独立性（第二「一般基準」２）と同３「監査人は，職業的専門家としての正当な注意を払い，懐疑心を保持して監査を行わなければならない」について言及したうえで，公認会計士としての職責を自覚しない被告の態度に対し，次のように厳罰を科すことを強く希望する意見書を東京高等裁判所第３刑事部宛てに提出していた（下線は筆者による）。だまされた株主の強い怒りが感じられる。

２．本件民事事件での被告人両名の不誠実な対応

被告人両名は，本件民事事件においてその責任を否定する主張を展開し，公認会計士としての職責を自覚しない態度に終始している。当該主張は本件原審での弁解と同様である。被告人両名は，ライブドア株式売却益の連結売上計上は当時の会計基準では許されるかのような弁解をするなど種々の弁解をしている。これらの点についてはすでに原審判決が明確にその違法性を判示しており，その判断が極めて妥当であることは繰り返すまでもない。本件控訴審においても，被告人両名は無罪を主張しているものと思われるが，御庁においては，被告人らに対し，原審と同様の厳罰をもって臨むことを切望する次第である。

４．被告人両名の刑責は極めて重いこと

私達，本件事件の被害者である原告らは，株式市場が公正であることを前提に株式取引をしてきた。まさかライブドアやライブドアマーケティングが違法に株価を吊り上げるために粉飾決算を行っていたなどとは思いもよらずに取引をしてきた被害者である。まさに原審判決が「飛躍的に収益を増大させている成長性の高い企業の姿を信じた，多くの市井の投資家に資金を拠出させたものであって，（中略）その犯行の結果は，大きいものがあるとみることができる。被告人両名は，ライブドアが，一般投資家を欺き，その犠牲の上に立って，企業利益のみ追求することを阻止し得たにもかかわらず，その助長を許した責任は重い」（原判決書94，95頁）と指摘するのは，正鵠を得るものである。

71） ライブドア・ニュース（2007）。
72） 判例ダイジェスト（2008）。

5．結論

以上の次第で，私達は，本件民事事件の原告ら及びその代理人として，被告人久野太辰及び同小林元の本件控訴事件について，控訴を棄却し，被告人両名に対し，第一審判決が判断したとおりの厳罰を科すことを，被害者の総意として強く希望するものである。

2011年５月18日，最高裁第２法廷における公認会計士（56）（K1）に対する上告審で，須藤正彦裁判長は被告人側の上告を棄却する決定をした。これにより，懲役１年，執行猶予４年とした１，２審判決が確定した。[73)]

（３） 損害賠償請求訴訟の判決

2009年５月21日，東京地裁において，ライブドア（現ライブドアホールディングス（LDH 社））グループの粉飾決算で株価が下落し損害を被ったとして，個人株主3,316人と法人株主24社の，LDH 社や LD 社元社長（36）＝上告中（当判決時）＝らに対する，計約230億７千万円の損害賠償請求訴訟の判決があり，難波孝一裁判長は，2004年９月期の有価証券報告書の虚偽記載が投資家の判断に影響を与えたとしたうえで，虚偽記載公表日（2006年１月18日）以前の１ヵ月間の株価の平均値と公表後１ヵ月間の株価の平均値との差額585円を基準とし，強制捜査や旧経営陣の退陣など虚偽記載以外の事情で下落した額385円を差し引いた200円を１株当たりの損害と算定し，公表日以前に売却した株主ら17人の請求を退け，残るほぼ全原告について損害を認め，元社長や元財務担当取締役（41）＝実刑確定＝ら22人[74)]と３法人に，総額約76億３千万円の支払いを命じた。その後，原告の大半が和解に応じた。

2011年11月30日，東京高裁で，ライブドア（現 LDH 社）の粉飾決算事件で株価が下落し損害を受けたとして，株主約220人と法人１社が LDH 社や元社長ら旧経営陣に約12億５千万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決言渡しがあり，下田文男裁判長は，１審が認めなかった一部の旧経営陣の不法行為責任を認め，元社長らに株の取得価格と処分価格との差額全額の支払いを命じ，LDH 社などについては株価下落分の95％の支払いを命じ，賠償額は１審の１株当たり200円から550円に増額し，約11億８千万円の支払いを命じた。[75)]

これ以外に，2012年３月13日，最高裁第３小法廷で，機関投資家６社が損害賠償を求めた訴訟の上告審判決言渡しがあり，LDH 社に総額約98億８千万円の支払いを命じている。[76)]

73） 判例ダイジェスト（2011a）。

74） 監査法人（旧証取法24条の４，22条１項。この時点で既に解散），署名した代表社員２名，前関与社員で無限定適正意見の形成に関与した者１名（以上３名は不法行為責任），監査法人の社員10名（公認会計士法34条の10の６の責任）も連帯して責任を負う（町田（2010）28頁）。

75） 判例ダイジェスト（2011b）。

76） 判例ダイジェスト（2012）。

5．本事例における会計処理に関する会計倫理および会計監査人の行為

会計基準，実務指針等に従って，取引・事象の経済実態を適切に表示する会計処理を見いだすことは会計倫理の基礎であろう[77]。ある取引の会計処理が会計基準または実務指針等に規定されていない場合，どのような処理も認められるという意見もあるが，取引内容，言い換えれば取引の経済実態によって異なるであろう。その取引実態が，会計基準等の趣旨に従って，許容されるか否か判断すべきものと考える。このケースについて，筆者の考える適正な会計処理とその論理について述べてみよう。また，会計監査人の対応も見てみる。

（1） 借株を用いた親会社の売却益の会計処理

連結子会社における親会社株式の売却損益の会計処理は，親会社における自己株式処分差額の会計処理（自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準（以下，「自己株式等会計基準」という）第21項から第24項参照）と同様とする[78]。この売却損益は，関連する法人税，住民税および事業税を控除後のものとされている[79]（連結子会社に欠損金が発生または繰越欠損金があれば，その範囲で課税されないが，この事件で，その有無については公表されていない）。

自己株式等会計基準には，自己株式処分差益は，その他の資本剰余金に計上する（第９項）と規定されている。しかし，売買契約により将来取得する予定の自己株式を借りて売却したときの会計処理については，同基準および適用指針には規定されていない。それは，そのような取引は予期されなかったためであるが，今後も予期されてない。有価証券消費貸借については，金融商品会計に関する実務指針（以下「金融商品会計実務指針」という）に規定されている。しかし，金融商品に係る会計基準（1999）および同実務指針（2001）の対象は，金融資産と金融負債ならびに新株予約権に関するもののみであり（基準Ⅲ一，実務指針第３項-第５項），自己株式は対象外である。したがって，借入自己株式の取引に有価証券消費貸借の会計処理を準用したうえで，自己株式等会計基準を適用することになる。これが筋の通った考え方であろう。

金融商品会計実務指針によれば，消費貸借により借り入れた有価証券については，売却したときに受入および売却処理を行い，返還義務を時価で認識する[80]。したがって，売却時点では売却損益は生じない。返還義務は時価で評価し評価差額は損益に計上する。同一銘柄同一グループに属する有価証券を買い入れ，返還したときに返還義務との差額を運用損益に計上する[81]。この運用損

77） たとえば，日本公認会計士協会倫理規則は，適切な専門業務を依頼人又は雇用主に提供できるよう，職業的専門家としての能力を必要とされる水準に維持し，専門業務を提供するに当たって，適用される職業的専門家としての基準および技術的基準を遵守し，職業的専門家としての正当な注意を払わなければならないこと，および会員の指示の下で業務を行う者が専門業務を実施するに当たって，適切な訓練および監督を受けていることを確認しなければならないことを会員に求めている（第５条第１項，第２項および第３項）。

78） 自己株式等会計基準（2002）第30項。

79） 自己株式等適用指針（2002）第11項。

80） 金融商品会計実務指針（2001）第27項。

益が，この案件では自己株式処分差額となる。

LDF 社の2003年12月末に終わる第１四半期で上記実務指針に従って，LD 社株式借入・売却時の時価で返還義務を計上しその日が属する四半期末の時価で当該返還義務を時価評価すると，返還義務＝売却額（時価）13億４千万円（株式売買委託手数料を除く）に対し，12月最終取引日の LD 社株の終値は3,520円だから，時価は17億６千万円となり，運用損４億２千万円を計上することになる。もし，このような仕訳を計上し決算発表していれば第１四半期は純損失を計上し，株価は下がり，シナリオは大きく変化したであろう。しかし，LD 社は，前述のとおり K 社株主から買い取る価額の按分額を原価計上し，８億円を超える利益を計上した。会計上の仕訳は，取引実態とともに，因果関係[82]も示すものである。LD 社は，株式消費貸借を独立して運用のために行ったのではない。したがって，運用損益として計上できる余地はまったくない。

そもそも消費貸借により取得した有価証券を売却するのは，株価が下がることを期待しているためであるが，この LD 社グループの取引は，そうではない。スキーム取引の一環として創出した LD 社株式買取契約の含み益を確定し早期に現金化するため，消費貸借契約による株式借入を行ったのであり，運用ではない。さらに，LD 社の戦略は，LD 社株価を押し上げていくことである。投資事業組合も，この株式を売却するために設立され，目立たないようにするため（すなわち，痕跡を消すため）売却後速やかに解散・消滅された。

LDF 社は，借入親会社株式売却の処理を金融商品会計実務指針どおりに処理するとともに，会社の意図する計算で原価（将来取得する親会社株式の取得金額に基づく）を計上する結果生じた売却益を運用損益という勘定に計上した。その売却益を親会社 LD 社の連結財務諸表上は，その他の資本剰余金として計上しなければならなかったのである。しかし，LD 社は売却益を連結上も修正せず売上高に計上したままとした。

81） 同上設例７＜ケース３＞。

82） 井尻（1976）（120－126頁）は，複式簿記の本質，すなわち，借方と貸方が等しくならなければならない理由について，２つのまったく異なる根拠が考えられるとして，両者を考察し，以下のように見解を述べている。１つは，同じ対象物の分類または記述に基づいている（「分類的複式簿記」（classificational double-entry bookkeeping）），言い換えれば，資産＝請求権という基本等式から出発し，一方は資産の種類に基づいて，他方はそれに対する請求権に基づいて，それぞれ分類したものであるから等式がなりたつのだと説明する。

もう１つは，「因果的複式簿記」（causal double-entry bookkeeping）と呼ばれ，増分（借方）の価額が減分（貸方）の価額に等しいと置かれて，たとえば「（借方）棚卸資産100ドル，（貸方）現金100ドル」のように，両者が結合されたのは，この増分と減分の間にある因果関係によるものである。ここで，借方と貸方とに同額が記入されるのは，交換における増分の価額を減分の価額に等しいと置く歴史的原価主義によるものである。

集合の変化に対するわれわれの認識が，増加と減少にかぎられるのは，われわれの論理が二値論理（ある命題は，真か偽かのいずれかである。「この財は現在，その主体の支配下にある」という会計の命題も真か偽かいずれかであり，そのような命題の真偽の値に変化が生じたとすれば，偽から真へ，もしくは真から偽への２つの変化のいずれかでなければならない）という形をとっていることに起因していると思われる。二値論理との関連で複式簿記の一意性が理解できる。

複式簿記がもつ真の意義は，複式分類や計算の二重チェック（なんとつまらないことか！）にあるのではなく，複式簿記の力によって，われわれが主体の支配する財の変化の間の因果関係を洞察できるようになるというところにあるのである。

（2） 投資事業組合を通じた親会社株式売却の会計処理

MAC1，VLMA1，VLMA2は民法上の組合である。組合契約の性質は，これを合同行為と解してよい[83]。組合の積極財産は総組合員の共有である（民法第668条）。この共有は，普通の共有とは異なり組合の共同目的のために拘束されて団体的性質を加味する一種の合有である。その限りにおいて，組合員の固有の財産と区別された，ある程度まで独自性のある組合財産なるものができる[84]。

一般的には出資者は単なる資金運用として考えている場合若しくは重要性がない場合が少なくないこと等から，任意組合すなわち民法上の組合，匿名組合，パートナーシップ，およびリミテッド・パートナーシップ等（以下「組合等」という）への出資については，原則として組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を当期の損益として計上し，組合等の財産の持分相当額を出資金として計上することとされている。この処理方法は純額法と呼ばれる。これに対し，任意組合，パートナーシップについては，法律上その財産は組合員またはパートナーの共有とされており単なる出資持分ではないので，組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産および負債として貸借対照表に計上し，損益計算書についても同様に処理する実務があり[85]，これが本来の原則的な会計処理である[86]。この処理方法は総額法と呼ばれる。

組合への出資は単なる資金運用の場合が一般的であり，その個々の投資は重要性もないこと，金融商品取引法第２条第２項により有価証券と見なされるものもあることから，金融商品会計実務指針2005年改正により，原則として純額法によることとされたが，多様な実情を踏まえ，組合等への出資については，その契約内容の実態および経営者の意図を考慮して，経済実態を適切に反映する会計処理および表示を選択することになる[87]。民法上の任意組合である投資事業組合の所有財産は共有財産であるから，親会社株式および親会社株式売却損益は質的に重要であり，金額も重要性がある場合，その持分額を会社，または子会社は当該科目で取り込まなければならないし，それが経済実態を適切に表示することになる。

（3） 会計監査人の行為

検察官の冒頭陳述要旨によれば，会計監査人が考え，行ったことは次のとおりである。

① 著しい利害関係

平成15年９月期まで４期の証券取引法監査の代表社員・関与社員（港陽監査法人）であったK1は，平成15年12月にLD社グループから税務・財務書類の作成等を受託する税理士法人の代表社員に就任し，また，同グループから投融資業務の経理事務等を受託するE社の代表取締役に就任したため，K1はLD社と著しい利害関係を有することに至った[88]。このため，K1は，港陽監査

83） 吾妻榮ほか（1992）351頁。
84） 同上356頁。
85） 金融商品会計実務指針（2005）第308項。
86） 金融商品会計実務指針（2000）第308項。
87） 金融商品会計実務指針（2005）第308項。
88） 外見的独立性がなくなった。

法人を脱退して，LD 社の監査を部下である K2に引き継いだが，実際には，その後も従前同様K2らに指導・助言を行い，LD 社の監査において実質的な責任者として重要な役割を果たし続け，平成16年１月以降も，K2から LD 社グループの監査報酬の一部として毎月数十万円の分配を受けていた[89]。

これは公認会計士法違反である。著しい利害関係があるのに，実質的な監査責任者として監査に関与し，監査上の問題点に関する判断と意見表明に影響を与え，監査報酬を受けていたのは，極めて悪質であり，会計プロフェッショナルの資格はない。

② LD 株式売却益

K1は，平成16年１月頃，部下の税理士等を通じて，被告，M1（LD 社取締役，CFO，税理士，LDF 社取締役），N1（LDF 取締役（LD 社グループの財務経理に関する業務に従事））らがダミーファンドを用いて，K 社および W 社との株式交換のスキームによる LD 社株式売却益を LD 社連結売上・連結利益に計上する不正な会計処理を行っていることを知った。同月24日 LD 社監査補助者巳および K2にその事実を伝え，「第１四半期で K 社株式を利用し，被告人 H から借株して香港で売却し，益は８億6500万円……分配金として LD 社に還元するはず。確認して下さい」とメールで伝えた。巳は，M1および N1に問い質して確認したうえ「これは利益に計上できないじゃないの」などと自社株売却益の利益計上は違法である旨指摘[90]したが，M1は「２つ以上のファンドを噛ませているから絶対にばれませんよ，大丈夫ですよ」などと返答して監査において黙認するよう求めた。K1および K2は，巳から報告を受け，従前から，LD 社による粉飾決算を容認してきた経緯があること（具体的にどのようなものか開示されていない），今回の粉飾を容認せず不適正意見の表明や意見差控えなどをして監査法人の交代になれば，従前の粉飾容認まで発覚し，監査法人の責任が問われる事態になる恐れがあるうえ，重要な顧客である LD 社を失いたくないとも考え自社株売却益の連結売上計上については気付かなかったことにし[91]，無限定適正意見を付することとした[92]。

子会社が民法上の組合を通して親会社株式を売却して得た利益（借株によるものも含む）について，公認会計士である K1，K2および巳が，資本取引であると判断し，指摘したのは，会計プロフェッショナルとして常識的かつ妥当な判断である。しかし，気付かなかったことにしてしまった。この経緯は，一度粉飾の容認をすれば，その後も容認せざるを得なくなることを示している。したがって，不正又は粉飾を発見した場合には修正してもらうか，不適正意見を表明する必要がある。過去に何らかの理由により粉飾を容認したとしても，次に発見した粉飾が重大なも

89） 検察官「冒頭陳述要旨」（2006）３頁（下線は筆者による）。

90） K1の裁判における証言では，「供述調書に，『ファンドを通しても，資本取引に計上すべきだった』『H 被告も知っていた』とある」との検察側に対し「供述調書では，そうなっている」と答えた（堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006g））。

91） K2は，取調べでは「問題がある」「本来は資本取引に計上するべき」「ライブドアに同調するしかない」と供述したが，裁判において今では感想が異なると証言している（堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006h））。

92） 検察官「冒頭陳述要旨」（2006）12頁。

のになればなる程，拒否すべきであろう。そして，顧客を失い，過去の行為に対し罰を受けることになっても不適正意見を表明すべきであろう。そうするのが会計プロフェッショナルの責任であり，さもなくば，投資家も，その他の利害関係者も，そして自らも守ることはできない。

さらに，監査法人の関与社員は他の社員に対し事実関係と判断を説明する責任もあり，一般的に内部審査制度でリスク管理が行われるが，この内部審査がこの監査法人では実質的に行われていなかったか，まったく機能していなかったと思われる。利害関係が生じたため，監査法人を辞任したにもかかわらずK1がLDF社監査に実質的に関与し報酬も得ていたことは，内部審査部門が実行すべき品質管理がまったく行われていなかったことを示している。

③ 架空売上

関与社員K2は，平成16年11月上旬ころ監査の過程で15億8千万円の架空売上について気付き，LD社執行役員副社長K3，同取締役M1等に対し，売上の消去を求めた。これに対し，M1は消去を拒否し，実質的に関与していたK1も，K2からの相談に対し，「LD社はもう公表しているし，もう決算数値は変えられないよな」と言って消去に反対したうえ，「後はどんな成果物を持ってくるかですかね。金額に見合う状態を作ってもらうしかないでしょう」などと言って架空売上が発覚しないよう虚偽の証憑類等を整えさせた方がよいと指導した。K2は容認することとし，K3に対し，架空売上に見合う虚偽の証憑類の作成を求めた[93]。

一般的に会社担当者は，これは公表した数値だから，と主張するが，会計監査人の判断に当たっては，それを一切考慮すべきではないと考える。正すべきものは正させるべきである。

6．財務経理担当者の行動

（1） クラサワ株式交換スキーム

LDF取締役N1被告（LD社グループの財務に関する業務に従事）への検察側主尋問の傍聴記の要旨（これは検察庁の冒頭陳述要旨に対応している）は次のとおりである[94]。

株式交換スキームを使ったのは，K社株主は現金による買収を望み，LD社は現金以外による買収を望んでいたため。N2（エイチ・エス証券副社長／強制捜査後に沖縄で死亡[95]）に相談を始めたのは8月か9月頃で，最初から関与していた。このスキームを考案したのはN2で，変化しながら最終的なものになった。

93） 検察官「冒頭陳述要旨」（2008）19頁。

94） 堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006d）「堀江被告『ファンド儲かっているね』」ライブドア事件証人・中村長也被告への検察側主尋問，2006年10月2日（http://www.horie-bocho.com/district/061002/nakamura2.html）。

95） N2（エイチ・エス証券）への報酬に関するM1の証言は次のとおりである。業務執行社員エイチ・エス・インベストメントに対する成功報酬がどうなっているか確認していない。5百万円くらいだと思っていた。％で入るのは知らない（堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006b）M1証言）。N2に「利益が出たらもっとくれ」と言われていた（堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006a）M1証言）。インタートレード株売却代金の一部1億5千万円のうち，PLSCの口座を経由して日本のN2の口座に2千万～ 3千万円くらい送金した（堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006f）N1証言）。

LDF社がH被告から株を借りるときにファンドを経由させるのは，H被告が貸株をしている事実を対外的に知られないようにするため，そしてオーナー社長の持株比率の低下が株価や信用の下落を招くのを防ぐために，N2が考案した。そのファンドは，N2が株式交換用に新しく組成することになっていた。

最初にH被告に報告したのは，10月初めだった。案件担当者のS（2003年LD社に入社し，LDF社に出向。ベンチャー投資やM＆Aに関する業務に従事）が，図を使って説明した。LD社取締役M1（CFO，税理士，LDF取締役）がHに貸株を要請した。

その後，N2が指摘した2点を満たすため，株式交換スキームが次のように変化した。

① LDF社（LD社子会社）が，直接LD社株を売却しないようにする

N2が当時言ったかはわからないが，今思えば子会社が親会社の株を売却しないように，という意図だと思う。株式交換スキームのLDF社の位置に，LDF社が出資するファンドを置くことをN2が考案した。LD社株を借りたり売ったり，K社株主とのやりとりをこのファンドが行う。

② 株価下落リスクを回避する

株券発行から売却までにタイムラグがあった。LDF社がK社株主に約8億円を支払うことは決まっていた。株式交換の評価額を「12万円と契約前日の株価の高い方」から「直近3ヵ月平均」に変更することをN2が考案した。当時，LD社の株価は上昇基調にあり，契約前日の株価は20万円前後になりそうだったが，直近3ヵ月の平均株価は9万円くらいだった。新規に発行されるLD社株は，「12万円と契約前日の株価の高い方」と「直近3ヵ月平均」では4000株（8億円／20万円）と9000株（8億円／9万円）になり，LDF社は後者の方が倍以上の株数を取得できる。N2は「発生した利益は，LDF社の売上に取り込める」と言った。

企業取得に際し，被取得会社株主の要求する対価（現金）とLD社側の株式交換により買収したいという決済手段の違いから，子会社がファンド（民法上の任意組合）を使って，「株式交換により親会社が発行した株式を買い取り売却する」というスキームが考案された。民法上の組合を通じて親会社株式を売却しても，子会社が売却したのと同一であるから，当時の商法違反である。[96] これに加えて，その取引で相当額の売却益を生むように株式交換比率のための株価を算定したところにも問題があった。このスキームはフィナンシャル・アドバイザーであるN2（証券会社に勤務して，公開業務を行い，様々な手法に精通していたと思われる）が考え出した。

会社の経理責任者は，本来，このような取引が法律上どのように扱われ，会計基準上どのように処理されるべきなのか，[97] 調べ，理解し，十分に吟味したうえで，意思決定すべきであった。し

96） 堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006f）N1証言。

97） M1は，弁護士の反対尋問に対し，当時，金庫株解禁によって，自己株取引が資本取引であり，資本勘定に計上されることになったこと，連結会計基準が実質基準になったことは知っていた。しかし，その詳しい知識はなかった，と答えている（38頁）。ライブドア　証券取引法違反事件裁判速記録（平成18年9月20日，東京地裁裁判所　第104法廷）

かしながら，増収増益を至上命令とするLD社の方針があったことから，このスキームを実行してしまったが，増収増益は本来事業活動により利益創出能力を高めて達成すべきものである。

（2） 2004年9月期の連結決算経常利益予想の増額修正

N1被告への検察側主尋問の傍聴記および検察の冒頭陳述要旨によれば，LD社の2004年9月期の連結決算経常利益の増額修正の経緯は次のとおりである。

10月下旬か11月上旬に，H社長，M1，N1およびN2が出席し，HにN2がホワイトボードに変更後の株式交換スキーム図を描いて説明し，利益については「10億円くらい儲かります。LDF社の売上に計上すればいいんですよ」[98]と言うと，Hは嬉しそうに「そんなに儲かっちゃうの？予算に計上しなくちゃ」と言った。N1は平成16（2004）年9月期のLDF社の予算にLD社株売却益10億円を取り込み，LD社の連結利益（予算）にも反映させた。

1月中旬に予算を再修正した。LD社経営企画部門のM2（LD社のグループ全体の予算策定担当）が「Hから『連結経常利益が2億円足りない』と詰められた」「LDF社の株式交換で得た売却益で，何とかならないですか？」と言った。N1は要請に応え，LDF社の売上・利益ともに2億円の上方修正を行った[99]。

2月に連結経常利益（予算）を30億円に上方修正した。M2に，「社長から『ケイツネ30にしろ』と言われたので，LDF社のK社とWC社で，何とかしてくれませんか？」と言われた。N1は，従来の予算に，投資有価証券売上高24億円と投資有価証券売上原価12億円を上乗せした（粗利12億円）。

その後，M2がN1の席に来て，「再度，上方修正してほしい」と言った。理由を聞くと，「LDF社以外の事業部の予算が3億円前後達成できない」と答えた。傍にいたM1が，「他の事業部で利益を出すように」と言った。N1は売却益をもう少し計上できると思ったが，再度の依頼に憤りを感じたので，「無理」と断った。M2はションボリして帰った。しかし，最終的には，Hの指示であり，会社の指示だから従わねばならず，M2の依頼に応じ，N1は粗利を15億円にした。M2に伝え，LD社の9月期の業績予想を30億円として公表した[100]。

株式交換によるLD株式取得直後の3月中旬か下旬に，残りの株式売却を始めた。N1が「3月中にできるだけ多く売って下さい」と指示して，バリュー・リンク（ファンドの業務執行組合員）が従った。N1が，売却時期を判断した。LD株は値動きが荒いので，価格変動リスクを回避するために早く売り切りたかった。随時，N2からN1に売却状況が報告され，N1はHにメールや口頭で伝えた[101]。

98） 筆者が入手できた証言の中で，N2は，「親会社株式売却益をLDF社の売上に計上すればいい」と言っているが，LD社の連結売上にも計上してよいとは言っていない。N2が連結上どのように処理すべきか，知っていたのか否かわからない。

99） 堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006c）N1証言。

100） 堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006d）N1証言。

101） 同上。

3月24日に，N1がH社長，M1およびK3へ「今日までの売却総額は30.7億円で，利益は21.8億」とメールを送信した。

さらに，5月20日の3月中間期の連結決算の承認後，LD株式の高値売却を得たため取締役会でHはM1とK3に経常利益予想50億円を指示した。これに対して，M1は，自社株式売却益を加えたとしても予想値を達成することが困難となる事態を危惧し，上方修正を控えるよう意見具申したが，Hは，「いいんだよ。強気，強気。ケイツネ50の方がかっこいいじゃない。50のが，大台に乗ったって感じでいいじゃん」などと強く言ってM1の反対を押し切り，これを指示した。[102)]

同年8月頃この予想の達成が不可能であると見込まれたことから，M1とK3はJ社およびK社に対する架空売上の計上を検討した。この検討を踏まえて，K3同席のもとM1はHに目標達成には14，5億円足りない等と報告したところ，Hは，M1に対し，さらなる粉飾を実行して50億円達成を強く求めた。そこで，M1は，J社およびK社に対する架空売上計上を提案し，Hはその実行を指示した。最終的に，この架空利益として15億8千万円を計上した。[103)]

四半期ごとの粉飾決算による増益と予想経常利益の増加の発表により，株価が上がり，株式交換によるLD株式売却益は増加したが，実態を知っているM1は，利益創出のためのなんの根拠もなく予想経常利益をさらに20億円増額し，50億円とするHの指示に対し，上方修正を控えるよう意見具申したこと自体は経理財務責任者として適切な行為であった，といえよう。しかし，なんの具体策ももっていないにもかかわらず，自己肥大した欲望に支配され，聞く耳をもっていなかったHの指示により，架空売上を計上せざるを得ないことになってしまった。

7．結論

公認会計士は，公認会計士法，倫理規則等により，会計監査人はもちろん，コンサルタント，さらに，企業内で財務報告を作成する者は，粉飾決算を作成したり，見過ごしたりすることは禁じられている。

国際会計基準の概念フレームワークの一般目的の財務報告の目的は，「現在のそして潜在的な投資家，貸付者，その他の債権者が資源を提供することについて意思決定を行うときに有用である報告企業に関する財務情報を提供すること」である。したがって，財務諸表の作成に関与する経営トップ[104)]，会計人である財務会計責任者および関与者が粉飾を行うこと自体，この概念フレームワークに反する行為である，言い換えれば，会計倫理に反する行為である。

したがって，過去の経緯はあるとしても，重大な影響をもつ不正，粉飾については阻止するのが，会計監査人および経理責任者の会計プロフェッショナル又は会計人としての任務であろう。[105)]

この事件の会社担当者も監査人も露見するとは思っていなかったのであろうが，重大な不正又

102） 検察官（2006）15頁。
103） 検察官（2006）15－16頁。
104） 企業の経営者は企業の財務諸表の作成と表示に第一に責任を負っている（IASB（2010）par. 11）。
105） 会計責任者ではないが，2004年9月に架空売上計上への協力を拒否したLDC社代表取締役壬の更迭をM1が進言，Hはこれを了承し，辛（LDF社のK社担当）に交代させた（検察官（2006）18頁）。

は粉飾については，いつか必ず漏れる可能性が高いことをしっかり認識すべきである。

公認会計士K1は，LD社グループの税務・財務書類作成を受託する税理士法人の代表社員に就任，同グループから投融資業務の経理事務等を受託する会社の代表取締役にも就任し，外形的独立性が欠如したため，公認会計士法に基づきLD社の関与社員を辞任し監査法人代表社員を退任したが，実質的にはLD社の実質的な会計監査人として関与し，報酬も得ていた。そのうえ，粉飾を認め後任者K2を説得してしまった。

会計監査人の証言からLD社は以前から粉飾を行っていたようであるが，2004年9月期も実態は損失なのに，フィナンシャル・アドバイザーK2の考えた株式交換スキームによる錬金術を実行し，利益計上した。経営最高責任者Hの指示もあり，財務経理最高責任者M1が中心となって増収増益を演出し，不安定とはいえ株価が上がったため，親会社株式売却益は増大した。さらに5月になんの見込みもない20億円の増益を指示され，財務経理最高責任者M1は反対したが，聞く耳をもたず押し切られた。その結果，グループ内の架空売上を計上することになってしまった。

会社にしても監査法人にしても，その企業維持と成長は，リーダーの資質次第であり，リーダーは自らを律する必要がある。リーダーは法律および会計倫理を遵守すべきであろう。

2014年3月，ロンドンでIASBのBord Meetingにオブザーバーとして参加した際，一夜，Deloiteに駐在している公認会計士の森重秀一氏および浅枝芳隆氏と意見交換をした。英国では会計プロフェッショナルがrespectされていると，2人は驚嘆していた。わが国においても，そのような状況が来ることを期待したい。

引 用 文 献

吾妻榮，有泉享著，水本浩補訂（1992）『民法2　債権法』第4版（新版），一粒社。
井尻雄士（1976）『会計測定の理論』（日本語版協力 菊池和聖）東洋経済新報社。
伊藤眞（2013）『公正価値測定とオフバランス化』中央経済社。
企業会計基準委員会（2006）「適用指針第10号　企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（2005年12月27日，改正2006年12月22日）。
企業会計基準委員会（2002）「企業会計基準第1号　自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準」（2002年2月21日）。
企業会計基準委員会（2002）「適用指針第2号　自己株式及び準備金の減少等に関する会計基準自の適用指針」（2002年2月21日）。
検察官（2006）「冒頭陳述要旨」平成18年9月4日。
高井康行，政木道夫，寺田昌弘，荻原唯考（2006）「冒頭陳述書」被告人 堀江貴文，平成18年9月4日。
友岡賛（2005）『会計プロフェッションの発展』有斐閣。
日本公認会計士協会（2000）「会計制度委員会報告第14号　金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」（2000年1月30日）。
日本公認会計士協会（2001）「会計制度委員会報告第14号　金融商品会計に関する実務指針（中間報告）」（2001年3月30日）。
日本公認会計士協会（2005）「会計制度委員会報告第14号　金融商品会計に関する実務指針」（2005年2月15日改正）。
日本公認会計士協会（2005）「会計制度委員会報告第14号　金融商品会計に関する実務指針の改正について」（新旧比較表）（2005年2月15日改正）。
日本公認会計士協会（2006）「倫理規定の改定について」改正の概要（2006年12月11日）。

日本公認会計士協会（2014）「倫理規則」（制定 昭和41年12月１日）最終変更（制定昭和41年，最終改訂平成26年）。
判例時報 2030号 刑事「インターネット関連会社の経営者が，共犯者と共謀の上，①株式交換等に関し虚偽の事実を公表し，②内容虚偽の有価証券報告書を提出したとして，証券取引法違反の罪で懲役２年６月の実刑判決に処せられた原判決が維持された事例―ライブドア事件控訴審判決」平成21年４月１日。
判例ダイジェスト（2008）「ライブドア事件２審　元会計士，積極関与ないと猶予判決」東京高裁（2008/09/19）（www.hanreihisho.com/user-cgi-bin/digest/judgelist.cgi?years＝2008）。
判例ダイジェスト（2011a）「ライブドア事件上告審　会計士の上告棄却・猶予付き判決確定へ」最高裁第２小法廷（2011/05/18）（www.hanreihisho.com/user-cgi-bin/digest/judgelist.cgi?years＝2011）。
判例ダイジェスト（2011b）「ライブドア賠償請求控訴審　粉飾決算株主訴訟・１審増額賠償命ず」東京高裁（2011/11/30）（www.hanreihisho.com/user-cgi-bin/digest/judgelist.cgi?years＝2011）。
判例ダイジェスト（2012）「損害賠償請求上告審　推定規定解釈示し賠償命令確定へ」最高裁第３小法廷（2012/03/13）（www.hanreihisho.com/user-cgi-bin/digest/judgelist.cgi?years＝2012）。
堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006a）第７回公判「野口氏に株式譲渡，証人はフェラーリ購入」ライブドア事件証人・宮内亮治被告への弁護側反対尋問，2006年９月25日（http://www.horie-bocho.com/district/060925/miyauchi1.html）。
堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006b）第８回公判「堀江被告はバカ殿？」ライブドア事件証人・宮内亮治被告への弁護側反対尋問，2006年９月26日（http://www.horie-bocho.com/district/060926/miyauchi2.html）。
堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006c）第10回公判「堀江被告の貸株を分からなくするためファンドを経由」ライブドア事件証人・中村長也被告への検察側主尋問，2006年10月２日（http://www.horie-bocho.com/district/061002/nakamura1.html）。
堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006d）第10回公判「堀江被告『ファンド儲かっているね』」ライブドア事件証人・中村長也被告への検察側主尋問，2006年10月２日（http://www.horie-bocho.com/district/061002/nakamura2.html）（この証言内容は検察官の「冒頭陳述要旨」と対応している）。
堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006e）第10回公判「出会い系サイト運営会社と消費者金融会社から15億円の架空売上」ライブドア事件証人・中村長也被告への検察側主尋問，2006年10月２日（http://www.horie-bocho.com/district/061002/nakamura3.html）（この証言内容は検察官の「冒頭陳述要旨」と対応している）。
堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006f）第14回公判「株式売却益を４人で分けた認識ない」ライブドア事件証人・中村長也被告への弁護側再反対尋問，2006年10月13日（http://www.horie-bocho.com/district/061013/nakamura2.html）（この証言内容は検察官の「冒頭陳述要旨」と対応している）。
堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006g）第19回公判「宮内被告の独断でしょう」ライブドア事件証人・小林元被告への検察側反対尋問2006年10月27日（http://www.horie-bocho.com/district/061027/kobayashi2.html）。
堀江貴文ライブドア事件裁判傍聴記（2006h）第20回公判「堀江被告は宮内被告を信頼していただけ」ライブドア事件証人・久野太辰被告への検察側反対尋問，2006年10月27日（http://www.horie-bocho.com/district/061030/hisano2.html）。
町田行人（2010）「監査法人及びその社員の民事責任―ライブドア事件判決（東京地裁平成21年５月21日判決）の衝撃」『監査・会計ジャーナル』No. 654，JAN. 2010，26-32頁。
弥永真生（2011）商事判例研究 平成20年度22「風説流布・偽計使用と虚偽有価証券報告書提出―ライブドア刑事事件，『ジュリスト』No.1414，2011.1.1-15，242-245頁。
ライブドア　証券取引法違反事件裁判速記録（平成18年９月20日，東京地裁裁判所　第104法廷）。
ライブドア・ニュース（2007年３月）（http://news.livedoor.com/article/detail/3088905/）。
The Association of International Accountants（AIA）（2014a）*Constitutional Documents*,（http://www.aiaworldwide.com/sites/default/files/related-documents/constitutional-documents_0.pdf）（2014年８月14日）。
The Association of International Accountants（AIA）（2014b）*Code of Ethics*,（http://www.aiaworldwide.com/code-ethics）（2014年８月14日）。
International Accounting Standards Board（IASB）（2010），*Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, September 2010.（IFRS 財団編，企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳（2011）『2011　国際財務報告基準 IFRS』中央経済社。）
The Institute of Chartered Accountants of England & Wales（ICAEW）（2014），*Accounting-History, Resources, Time-*

line 1968–2003,（http://www.icaew.com/en/library/subject-gateways/accounting-history/resources/timeline/1968-2003）（2014年 8 月14日）。
The International Ethics Standards Board for Accountants（IESBA）of International Federation of Accountants（IFAC）（2013）*The Code of Ethics for Professional Accountants*.
Stacey, Nicholas A. H.（1954）, *English Accountancy 1800–1954*, Gee and Company（Publishers）.